

平成 2 3 年度

第 2 回高松市庵治地区地域審議会

会議録

と き：平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日（水）

ところ：高松市庵治支所 1 0 5 会議室

平成23年度  
第2回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

1 日 時

平成23年11月16日（水） 午後2時開会・午後3時26分閉会

2 場 所

高松市庵治支所 105会議室

3 出席委員 11人

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 会 長 | 上北 東太郎 | 委 員 | 平田 フサ子 |
| 副会長 | 高砂 清一  | 委 員 | 増田 富子  |
| 委 員 | 上村 峰子  | 委 員 | 村井 高廣  |
| 委 員 | 打越 謙司  | 委 員 | 村井 雅子  |
| 委 員 | 嶋野 勝路  | 委 員 | 森岡 美佐子 |
| 委 員 | 高砂 正元  |     |        |

4 欠席委員 3人

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 委 員 | 浦 芳樹 | 委 員 | 藤野 譲二 |
| 委 員 | 川 曉美 |     |       |

5 行政関係者

|         |          |             |       |
|---------|----------|-------------|-------|
| 市民政策部長  | 松木 健吉    | 地域政策課長補佐    | 水田 浩義 |
| 市民政策部次長 | 企画課長事務取扱 | 企画課長補佐      | 多田 安寛 |
|         | 宮武 寛     | 地域政策課地域振興係長 |       |
| 地域政策課長  | 佐々木和也    |             | 黒川 桂吾 |

|           |            |             |       |
|-----------|------------|-------------|-------|
| 危機管理課長    | 河西 洋一      | こども園運営課長補佐  | 加藤 浩三 |
| 総務部次長     | 広聴広報課長事務取扱 | こども園運営課施設係長 |       |
|           | 伊佐 良士郎     |             | 三宅 隆行 |
| 財政課長補佐    | 石原 徳二      | 土地改良課長      | 中山 博信 |
| 子育て支援課長補佐 | 鎌田 菊乃      | 土地改良課長補佐    | 松原 一郎 |
|           |            | 学校教育課長      | 福田 安伸 |

6 事務局（庵治支所）

|       |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|
| 支所長   | 黒川 久夫 | 管理係長 | 山崎 一公 |
| 支所長補佐 | 村井 利行 | 主 査  | 大石 恭寿 |

7 傍聴者 1人

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る平成22年度事業の実施状況について

#### (2) 協議事項

ア 建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について

### 4 その他

### 5 閉会

午後 2 時 開会

## 会議次第 1 開会

○事務局（村井支所長補佐） それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから平成 23 年度第 2 回高松市庵治地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、川曉美委員、藤野譲二委員、浦芳樹委員が、所用のため、欠席をされております。

開会に当たりまして、上北会長からごあいさつを申し上げます。

○上北会長 皆さん、こんにちは。

昨今は、朝夕めっきり冷え込む時候となり、今年も残すところあと 1 か月余りとなりました。

本日は、委員の皆様方、また、市関係職員の皆様方には、何かとお忙しい中、平成 23 年度第 2 回高松市庵治地区地域審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆さんには、これまでに、建設計画に記載されました事業や本地域審議会からの意見の取りまとめにつきまして、大変、御理解、御協力をいただき、この席をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会におきましては、報告事項としまして、「建設計画に係る平成 22 年度事業の実施状況について」、また、協議事項としましては、本地域審議会として自主検討会を重ね、去る 7 月 22 日付けで提出いたしました、「建設計画に係る平成 24 年度から 26 年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について」、それぞれの担当部署から御説明をいただくことになっております。

委員の皆さま方には、忌憚のない御意見、また、建設的な御意見をいただきまして、これからの庵治地区のまちづくりに反映していきたいと考えておりますので、どうか御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、御出席ありがとうございました。

○事務局（村井支所長補佐） ありがとうございました。

それでは、以降の会議の進行につきましては、本地域審議会に関する協議第 7 条第 3 項の規定によりまして、上北会長に会議の議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） それでは、本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

本日の出席委員は、本地域審議会の規定に定める半数以上の11名でございますので、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

## **会議次第2 会議録署名委員の指名**

○議長（上北会長） それでは会議次第2，会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録の署名委員は、本地域審議会の名簿順をお願いをいたしております。本日の会議録署名委員には、村井雅子委員，森岡美佐子委員のお二人をお願いをいたします。

よろしくお願いをいたします。

## **会議次第3 議事**

### **(1) 報告事項**

#### **ア 建設計画に係る平成22年度事業の実施状況について**

○議長（上北会長） それでは、会議次第3の議事に入らせていただきます。

まず、(1)報告事項，ア「建設計画に係る平成22年度事業の実施状況について」，説明を願います。地域政策課から説明をお願いします。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（上北会長） どうぞ。

○佐々木地域政策課長 地域政策課の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私以降、職員の説明につきましては、こちらの方で座って説明させていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告事項アの「建設計画に係る平成22年度事業の実施状況」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元にA3サイズの資料が2種類あると存じますが、そのうち資料1の「建設計画に係る平成22年度事業の実施状況調書」（庵治地区のみの事業）をお願いいたします。

この資料でございますが、一番左側に「まちづくりの基本目標」，といたしまして、「連帯のまちづくり」から、「参加のまちづくり」まで、5つの基本目標ごとに、「施策の方向」，「施策項目」，「事業名」，「22年度事業の実施状況」を記載し、「22年度の予

算現額」と、「22年度の決算額」を対比させるとともに、23年度へ繰り越した事業については、その「額」と「事業の概要」を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の「22年度決算額」を申しあげますと、まちづくりの基本目標の「連帯のまちづくり」では、「留守家庭児童会の充実」として、留守家庭児童会の運営費、357万3千円でございます。循環のまちづくりでは、「水道管網の整備」として、配水管の布設など、3,651万4千円、「下水道汚水施設の整備」として、汚水管渠工事など7,061万6千円、「庵治浄化センター運営管理」として、同施設の運営管理費2,290万3千円、「合併処理浄化槽設置整備事業」として、浄化槽助成費、373万円でございます。

連携のまちづくりでは、「庵治漁港高潮等関連整備事業」として、防潮壁等整備費、5,451万2千円、「消防屯所の整備」として、屯所用地購入費456万3千円、「幼稚園・小・中学校施設の整備」として、小・中学校の耐震補強工事および幼保一体化施設設計業務、9,034万円でございます。裏面の2ページをお願いいたします。

交流のまちづくりでは、「純愛の聖地庵治・観光交流館整備運営」として、同館の運営費714万1千円、「港湾の整備」として、大島港護岸改良工事費、1,644万5千円、「ふれあい祭り庵治の開催」として、900万円の事業補助、「市道の整備」として、竹居線他3路線の道路改良工事費等、1,746万6千円でございます。

以上、「連帯のまちづくり」から「参加のまちづくり」までの決算額を合わせまして、総額で、3億4,934万3千円を22年度において、執行いたしましたものでございます。

また、右の端の「23年度への繰越額」の欄に記入のある事業につきましては、22年度内の事業の完了に向けて、鋭意取り組んできましたが、結果としてどうしても年度を繰り越して、事業の実施を図る事情が生じたものあり、予算を23年度に繰り越したものでございまして、その総額は、6,810万2千円となっております。

以上で、平成22年度事業の実施状況の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

以上で、「建設計画に係る平成22年度事業の実施状況について」の説明が終わりました。続きまして、このことに関連して、「合併特例債の活用状況」につきまして、財政課より御説明があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

財政課。

○石原財政課長補佐 財政課でございます。よろしく申し上げます。

これまでの合併特例債の活用状況でございますけれども、庵治地区のみを対象に実施いたしました事業につきましては、先ほども説明がありましたように、庵治の幼保一体化とか、学校耐震化、それから竜王山の整備の関係など、13事業、約6億2千万円でございます。

また、それに加えまして、庵治地区を含みます全市的な事業につきましては、例えば、防災の関係で行政無線の整備、それから水道管の相互連絡管の布設の事業、また道路整備事業などございまして、全部で8事業、65億6千万円でございます。

今後の活用方針でございますが、合併特例債につきましては、合併に伴う国の地方財政対策の一つございまして、後年度に地方交付税の措置がなされるという利点もあります。そういうことで、県を通じて国に協議する中で、有効また最大限活用してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「建設計画に係る平成22年度事業の実施状況について」、および「合併特例債の活用状況」につきまして、御質問・御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

○議長（上北会長） ございませんか。

特に無いようですので、（1）報告事項ア「建設計画に係る平成22年度事業の実施状況について」は、これで終わります。

## （2）協議事項

### ア 建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について

○議長（上北会長） 続いて、（2）協議事項ア「建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について」、御説明をお願いいたします。

まず、地域政策課から説明をお願いし、その後、順次、担当部署から説明をお願いいたします。まず地域政策課。

○佐々木地域政策課長 議長。

それでは、協議事項アの「建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について」、御説明をさせていただきます。

お手元の資料2をお願いいたします。

この対応調書につきましては、本年6月15日に開催されました第1回地域審議会で提出をお願いし、7月22日に御提出をいただきました「建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針」を整理したものでございます。

それでは、項目順に従いまして、それぞれ所管をしております担当部局から、説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○鎌田子育て支援課長補佐 議長。

○議長（上北会長） 健康福祉部。

○鎌田子育て支援課長補佐 子育て支援課でございます。よろしくをお願いいたします。

項目番号1、「子育てと仕事の両立支援について」（病後児保育の充実）ということでございます。

病後児保育事業でございますが、病後児対応といたしまして、現在高松市内におきまして、医療機関が開設しております施設4か所、伏石町、寺井町、屋島西町、栗林町一丁目に委託実施しておりますと共に、直営施設病後児対応でございますが、1か所、牟礼町において運営し、保護者の仕事と子育ての両立、それから仕事と生活の調和の推進を図っております。

今後、次世代育成支援対策行動計画（高松市子ども未来計画（後期計画））の中におきまして、平成26年度末までに、1か所追加する計画がございますので、既存の施設との位置関係等を考慮しながら新規委託先を選定することが必要となっておりますので、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○加藤こども園運営課長補佐 議長。

○議長（上北会長） どうぞ。

○加藤こども園運営課長補佐 こども園運営課でございます。どうぞよろしくお願ひします。

「学校教育および保育の充実について」でございます。学校教育課の内容もございしますが、私の方からまとめて御説明させていただきます。

まず、庵治地区におけます幼保一体化の状況についてでございますけれども、それにつきましては、本年6月、2回目の保護者説明会を開催しました後、「庵治幼稚園・保育所一体化だより」8月下旬に発行いたしました。それを幼稚園および保育所、更にはコミュニティ

センターの方にも掲示をさせていただいておりました、保護者の方にも全部写しを配布させていただいております。このように保護者だけではなく、地域の方々にもお知らせをしたところがございます。今後とも適宜、情報提供に努めて参りたいと存じております。

また、0～2歳児の職員配置につきましては、国の定める保育士配置基準に基づきまして、配置しております。なお、3～5歳児クラスにつきましては、来年こども園となった際には、幼稚園児と保育所児童の混合保育を行いますことから、幼稚園教諭と保育士の複数担任制を予定しております、従来の職員配置基準よりも手厚い対応ができるものと考えております。

また、延長保育でございますが、一時預かりのことかと存じますけれども、この実施につきましては、保護者の方の負担等の関係からも難しいかと存じております。

続きまして、各学校の教職員の人数につきましては、学級数に応じた県の教職員定数に基づいて、県が配置しております。

また、少人数指導教員や非常勤講師などの教職員の増員につきましても、県が配置しておりますことから、県に要望してまいりたいと存じております。

また、保育所移転後の施設の利用につきましては、児童館としての活用は、現在のところ計画にはございませんけれども、住民の方々のニーズも踏まえまして、有効な活用方法を検討して参りたいと存じております。よろしくお願いたします。

○河西危機管理課長 議長。

○議長（上北会長） 危機管理課。

○河西危機管理課長 危機管理課でございます。

項目番号3番「防災対策と防災行政無線の整備拡充について」でございます。

地震発生時の津波対策としまして、沿岸部から離れ高台等に避難することが重要であることから、付近に高台等が無い地域を中心に本市では、津波避難ビルの指定を行いました。

現在、香川県の浸水想定では、小学校の体育館は、避難所として利用できる想定となっておりますが、まず、津波から避難することが重要であるため、校舎に避難することを想定しております。備蓄物資を含め避難所の必要物資の搬送につきましては、陸路に限らず空路や海路についても手段として含まれると考えております。

また、避難所の管理運営等につきましては、初動期に地域住民の皆さんの活動内容や役割が理解され、平常時にそれに応じた準備を進めることが、重要だと考えております。

本市では、昨年度各コミュニティセンターごとに、東南海・南海地震震災などの大規模な災害を想定した「避難所運営の手引き」の作成をモデル的な資料と共に、提案しております。

大規模災害においては、本市職員やコミュニティセンター職員なども被災することが予想されるため、速やかに避難所を開設し、円滑に運営を行うためには、地域と本市が協働しての、避難所運営の取組みが必要とされます。この手引きは、地域の住民自身が避難所の開設、運営や救助活動を行うための基本的な内容“いつ、誰が、何を、どのように行うべきか”をまとめたもので、是非、各コミュニティ地域で、「避難所運営の手引き」を作成および確認をしていただきまして、本市と情報を共有していただきたいと存じております。

続きまして、防災行政無線でございますけれども、デジタル化に伴い地域内の新しい放送体系につきましては、現行の体系に近いものを存続したいと考えておりまして、受信機につきましては、防災ラジオタイプを現在検討しております。希望者の方に有料で御購入いただくことで、対応したいというふうに考えております。機種を選定等につきましては、来年度24年度になる見込みでございます。庵治町地域につきましては、工事自体が平成25年度を整備予定年度としております。以上でございます。

○議長（上北会長） 広聴広報課。

○伊佐総務部次長 広聴広報課です。

地域防災の行政無線の活用として、既に地域で情報提供に活用されておりますので、合わせて広報活動、情報提供について、説明をさせていただきたいと思っております。

現在、「広報たかまつ」をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビ、メールマガジン、防災メールなどにより各種情報を発信しておりますけれども、23年の6月からリアルタイムに情報を入手できる「ツイッター」というものを使いまして、情報発信を始めております。この中で、生活情報や防災情報などを配信しているところでございます。今後とも各コミュニティ協議会の広報媒体を含め、様々な広報媒体を通じて、きめ細かな情報発信に努めてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○中山土地改良課長 議長。

○議長（上北会長） 続いて、土地改良課。

○中山土地改良課長 項目番号4番「小規模ため池の管理および防災対策について」でございます。

受益地が無くなり、管理放棄された防災上危険な貯水量1,000トン未満の小規模ため池につきましては、市が事業主体となりまして、県が制定しております小規模ため池緊急防災対策事業を活用しまして、堤防の開削や洪水吐の切り落としなどの防災対策を実施しております。この事業の採択条件のひとつといたしまして、池敷の所有者が市または自治会とな

っていることから、地元コミュニティを始め、自治会の理解・協力を得る中で、この事業を積極的に活用したいと考えております。

また、採択条件であります池敷の所有者に、市または自治会だけでなく、土地改良区も含めていただくことや、ため池の埋立てが県条例でありますけれども、地域の実情も配慮した弾力的な運用ができるよう、今後県の方に要望してまいりたいと考えております。

なお、ため池の維持管理につきましては、ため池管理者において実施されておりますけれども、農振農用地内では、国の事業であります農地・水保全管理支払交付金事業を活用していただき、地域の農家を中心に非農家を含めた活動組織において、ため池等の草刈や清掃等を実施しております。他の地域におきましても、地元コミュニティの協力を得る中で、地域の財産として管理していただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について」ですが、今回も項目番号ごとに、御質問・御意見等をお願いしたらと思います。

それでは、まず項目番号1番の「子育てと仕事の両立支援について」、御質問・御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○議長（上北会長） ございませんか。

○増田委員 議長。

○議長（上北会長） 増田委員。

○増田委員 はい、増田です。

対応方針の中で、既存の施設との位置関係等を考慮し、とあるのですが、それで考えていくと、牟礼町に1か所あるということで、地理的にも近いことを考えると、ちょっと庵治町の方は難しいのかなあと思うのですけれど。そのあたりは、どうなのでしょう。

○議長（上北会長） 子育て支援課。

○鎌田子育て支援課長補佐 今、委員さんが言われたように、先ほどどこでやっているかと、伏石町、寺井町、屋島西町、栗林町一丁目と牟礼町ということをお申しあげました。

市全体のバランスを考えますと、西の方がちょっと手薄かなあという気がしておりますけれども、今後皆さまの意見を聞きながらというか、まだ今のところは、場所等は決まっております。そういう状況でございます。

○増田委員 26年度までに1か所追加、その後また各年度ごとに、追加するような計画と  
いうのはあるのでしょうか

○鎌田子育て支援課長補佐 議長。

○議長（上北会長） 子育て支援課。

○鎌田子育て支援課長補佐 現在のところは、今先ほど申しあげました「こども未来計画  
（後期計画）」と申しますのが、22年の3月に作っております。それが26年度末まで  
ですので、一応その目標値が、先ほど申しあげました1か所あと増設ということでございま  
して、それ以降につきましては、今のところ計画は、まだ立てておりません。

○増田委員 はい、わかりました。

○議長（上北会長） 他に御意見ございませんか。

それでは、他に無いようですので、次に項目番号2番の「学校教育および保育の充実につ  
いて」、御質問・御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○打越委員 はい、議長。

○議長（上北会長） 打越委員。

○打越委員 打越でございます。よろしく願いいたします。2、3質問いたします。

保育所移転後の跡地利用について、お聞きいたします。この対応方針にも書かれています  
けれども、跡地利用については、平成22年11月18日の審議会で、上北会長からの質問  
の中で、利用計画を検討する段階で審議会の方でも検討してくださいというのであれば地元  
も検討するといつて質問を行い、その時の課長の答弁ではね、財務部と十分協議をして、  
検討していく必要があると答弁しております。対応方針では、有効な活用方法を検討してま  
いりますが、1年も経っています。どのような検討を今できているのでしょうか。わかりま  
したら中間報告をよろしく願いいたします。

それと、平成24年度から幼保一体型が供用開始になるが、どのような運営方法、施設整  
備になるのか、情報があまり無いのでわかりにくい。先ほどの説明の中で6月の保護者の説  
明、また7月下旬には、便りを一応出しましたという話しなのですが、便りの中に十分  
なほどまでの説明を盛り込んでいるのか。地域の方に聞きましたら、保護者の方です。春、  
去年と、今年の夏の便りも含めて、保護者の説明がありましたと、6月の説明がね。それ  
でもいわゆる幼稚園・保育所の職員、トップクラスとPTA関係の人には、お話しを多分にさ  
れたのだらうと思うのですが、末端の保護者の方には、十分な説明がまだ聞かされてい  
ないということで、保護者の方はすごく不安を感じております。でここでも、幼保一体型に

関しては、十分協議会の中でも、審議会の中でも説明をしてまいりますというお話しだったのですけれど、私たちの方にも中々情報が取りにくいということで、関係保護者の通知として、どこまでやられているのか。子どもたちの安心・安全な施設として、防犯カメラの設置とか、スクールバスの利用方法とか、一時の保育室や子育て支援等がなされるのか。

それとまた、もう香南町では、香南幼保一体型施設整備基本構想があって、いろいろと計画的に協議を行っているというお話しなのですけれど、庵治町でもやっていたいでいるのか。便り以外にそうした基本構想に基づいて、お話しをされているのか。その経緯等もお聞かせいただいたら、大変ありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（上北会長） 担当課。

○加藤こども園運営課長補佐 子ども園運営課でございます。

一応、3点ほどいただきました。まず、今の保育所の跡地の利用でございますけれども、今のところ正直申しあげまして、決まっておられません。と言いますのが、現在は、一体化の施設の方ですね、まずもって3月までに、24年度中に遅れることなく、進行するということを目指しております。正直申しまして、跡地につきましては、まだ地元の方の御意見も、聞いていないのが現状でございますので、工事の方がもうすぐ3月に竣工いたしますので、その後、跡地については、ここでも御要望のあります児童館ですかね、そういう御要望もありますので、そこにつきましては、また担当者が変わりますので、そういったところとも連携を図りまして、また御意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

それから2点目のどういう説明を保護者の方にしているかということでございます。

それにつきましては、実はそれぞれの今、下笠居それと香南と庵治と3か所、原もですけれども、4か所を24年度にこども園とするということで、地元の方で、準備委員会というのを作っていただいております。それが園長、所長、も含めてですけれども、あと幼稚園の方、保育所の方の会長さんとか副会長さんとか、ほぼ6名ぐらいたと聞いておりますけれども、まずは摺り合わせ事項とか、要望とか地元の意見も出していただいております。

それと、本課の方では、課題等検討委員会というのを設けておりまして、その中で、各連絡協議会の方からいただいた御意見とか、それから塩江もやっとなんですが、そのやった事例でやってみて出てくる問題もありますので、そういうことも含めて検討しております。そこで検討したことも、準備委員会の方に下ろさせていただいております。準備委員会の方では、特に庵治地区は、活発にさせていただいてまして、その準備委員会の方で決まったこととか、検討会で下りてきたことについて、保護者の方に通知文とかを出していただいております。

す。ですからその回数が未だ準備委員会を開いていただいてから、3回とか4回ですので、検討委員会の方も月に1回は、やっておるのです。最低1回。そういうペースでいっておりますので、十分な情報になってないところで、不安な点があるかと思えますけれども、今後ともできるだけ情報は出していきたいと考えております。

それから、香南と同じようにということですが、先ほど言いました準備委員会とか検討委員会の中では、検討委員会は四つの地区全部まとめてやっていますので、どこだけとかいうのでなくて、やっております。地区に特化したものについては、他の地区でよかったものを取り入れたりして、それぞれの地区の準備委員会で、また検討してもらうということで、今摺り合わせをやっております。その情報については、準備委員会の方から、流していただくというような情報の流しをやっております。以上です。

○打越委員 はい、議長。

○議長（上北会長） 打越委員。

○打越委員 いろいろ説明していただいて、よくわかるのですが、今言いました中で、香南町なんか基本構想が既に案として提示されているのですかね。

○議長（上北会長） 担当課。

○加藤こども園運営課長補佐 その基本構想というのは、一応施設については、基本構想がございまして、基本設計、実施設計という段階を踏んで設計をやりますけれども、運営のやり方については、既に始まっている塩江もあるのですが、特にそういう要領を作るとかいうのは、やってないです。

○打越委員 はい。

○議長（上北会長） 打越委員。

○打越委員 そしたら、そのことについては、今4地域こども園として、協議していく中においてですね、庵治については、その基本構想の案というのは、他のところでは示されていない、庵治も含めて示されるのか、その基本構想の分ね、具体的ないろいろ目的とか理念とかそういったものも含めて、今後このようにしますという部分を協議会の中で、地区の協議会の中で、そういったことをされているかどうかということなのです。

○加藤こども園運営課長補佐 議長。

○議長（上北会長） 担当課。

○加藤こども園運営課長補佐 今おっしゃられたのは、運営方法、ソフトの面かと思うのですが、それについては特に基本計画を立てるとか、特別なあれはしてないのですが、先

ほどもちらつと言いましたが、職員の配置ですとか、混合保育はこういうようにしますとかいうことは、保護者説明会とか職員にも当然説明会を開いて、それは、今まで去年、今年とやってきておまして、それと、課題等検討委員会の中でもどのように時間の配分をするとか、そういうものについては、ただ今詰めております。決まったものから現場の方に先ほどの状態で流さしていただいていると、ですから、随時決まったものを流していくという状態で、構想的な冊子を作るとかそういうことは、しておりません。

○打越委員 はい、議長。

○議長（上北会長） 打越委員。

○打越委員 説明ありがとうございます。

この幼保一体型について、私もずっと取り上げてまいったわけなのですが、答えは私の納得いけるまでいったかどうかわかりませんが、この2年間審議会委員として、役割を担ってやってきたわけなのですが、私の質問も舌足らずのところがあったと思うのですが、鋭意皆さん方がお答えになって、本当に有難かったなあというふうに思います。これを機にね、幼保一体等について、保護者の皆さん方にも十分理解ができますように、お話しをしていただくとともに、私たち審議会委員の方にも、もし資料があるのであれば、こちらの方にもいただけたら一番よくプロセスがわかるのではないかとというふうに思いますので、また今後御検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたして、私の質問等終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上北会長） 他に。

○村井雅子委員 議長。

○議長（上北会長） 村井委員。

○村井雅子委員 村井です。よろしくお願いします。

このこども園なのですが、こども園の園長さんは、具体的に幼稚園の今の園長先生とか、保育所の所長さん、どちらの先生が就かれるかもう決まっているのでしょうか。

それともう1点、午後保育からのクラスが、3歳～5歳児については変わってくると思うのですが、幼稚園児が降園したあと、保育園児だけ残ると思うのですが、その時の保育は、主に保育所の先生が行うのでしょうか、幼稚園の先生は一緒に見てくれないのでしょうか。

○加藤こども園運営課長補佐 議長。

○議長（上北会長） 担当課。

○加藤こども園運営課長補佐 2点ございましたが、まず、こども園長はどちらになるかということですけど、今年開園しました塩江のこども園の場合は、元々の保育所に地元の御要望がありまして、幼稚園をその中に併設したという形になっていまして、幼稚園児数が十数名と少ない状態にありますので、そこにつきましては、元々の保育所がありました保育所長さんが、こども園長を兼務しております。あとの今後する部分につきましては、先ほど出ました検討委員会で、今現在、決まっておられません。その分についてもどちらがいいのかということについても、地区地区の事情もありますので、その点についても決まっておられません。今摺り合わせているところでございます。

2点目ですけども、午後の保育ということなのですが、先ほども言いましたように混合保育になりますので、3、4、5のクラスにつきましては、幼稚園の先生と保育士と2名の体制となります。ですので、そこにつきましては、同じ勤務ローテーションで幼稚園の先生も保育士も働くようになりますので、現在、塩江もそうなのですが、両方で午後も保育教育をするという体制になっております。以上です。

○議長（上北会長） 他に。

○村井雅子委員 議長。

○議長（上北会長） 村井委員。

○村井雅子委員 わかりました。ありがとうございました。

それとすいません。もう1点なのですが、複数担任制というのは、どちらかの先生が、担任や副担任という形になるのでしょうか。子どもにとっては、二人とも先生だと思っただけです。この複数担任制について、少しお話を聞かせてください。

○加藤こども園運営課長補佐 議長。

○議長（上北会長） 担当課。

○加藤こども園運営課長補佐 ここでどちらが、クラスの主担になって、副担になるかということも、現在、どちらを主にするというのではなく、二人で見るという方向で、検討を詰めております。ただし、一応幼稚園につきましては、今のところ学校教育法に基準がありますので、そこで主担任とか、そういうのを決めなければならないとか、そういうところを、今押さえをしております。ですから今のところは、どちらも先生ですよと、今おっしゃられたとおりで、子どもにとっては、どちらも先生ですからそこで主・副というのは、付ける予定はないのですが、付けざるを得なくなった場合には、その規制のある方を探るようになると思います。

○議長（上北会長） 他に、森岡委員。

○森岡委員 延長保育の実施についてなのですが、保護者負担との関係から困難かと存じますと対応方針にあるのですが、もう少し具体的にお聞きしたいのですが。ちょっと意味がわからないので、保護者負担との関係から困難、この部分をもう少し具体的にお願いします。

○加藤こども園運営課長補佐 議長。

○議長（上北会長） 担当課。

○加藤こども園運営課長補佐 これにつきましては、こども園に限らず公立の高松の場合ですけれども、公立の幼稚園の場合に、延長保育というのが表現的にはっきりしない部分があるのですが、幼稚園の場合に延長保育というのと預かり保育というのと一時預かりという言葉がございます。この三つの延長保育といいますのは、例えば基準、大体4時間の子ども預かりの時間になっていますけれども、5時間やっているところもありますが、その基準を超えて全員が、今日は例えば2時まででしたら3時までやりますよというのが、延長保育で、それを4時間を今日は3時間にしますというのは短縮保育ということになりますので、ここでは、延長保育と書かれておりますが、御質問にもありますけれども、一時預かりということで、こちらの方は理解さしていただいておりますが、それでいいですかね。一時預かりというのは、急に病気ができたりした時に2時を過ぎて預かるようなことになるのです。そういう場合になりますと、そこと別に職員を配置するということになりますので、現在保育所の方の一時預かりでしたら、半日で1,500円、一日でしたら2,500円、保護者負担をいただいております。主に人件費の方になりますけれども、負担が出ますので公立の保育所とか、公立の保育所の場合4か所なのですが、私立の保育所では25か所、一時預かりをやっております。それから認可外の方でも、認可外保育所の方でもやっておりますし、私立の幼稚園でもやっております。そういった関係もありまして、紙上の関係もございまして、そういった面も書いておりませんが、一部ございます。ということで、公立の幼稚園については、この一時預かりというものを高松市の場合にはやっておりますということなのです。

○議長（上北会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

今の一時預かりということなのですが、幼保一体化ということで、そのメリットとして保護者が急用ができて、いつもの時間より少々お願いしたいというようなことで、あれなのですけれども、そしたら経済的な負担ということで、困難ということなのですか。

○加藤こども園運営課長補佐　まあその御負担をいただいでですね、どれだけの希望とか需要があるかということもあるのですが、保育所の方の延長保育につきましても、全ての保育所ではやってないのです。公立の方も。ですからそういう希望があまりないところというか、人口的な面もありますけども、そういったところでやってないところもあります。というのは、少人数になるとそれだけやっぱり負担割合が高くなってきますので、要は税金の持ち出しが多くなってしまおうという面もあります。

○議長（上北会長）　森岡委員。

○森岡委員　保育所の先生方が勤務の範囲内というような預かりも難しいということなのですか。例えば2時までに幼稚園児が終えて、保護者が1時間くらい急用ができて、お願いしたいという場合でも、それはもう無理ということなのですか。やはり保護者の方からもそういうようなメリットとして、柔軟な対応がしていただけたらなあということは、よく耳にするのですけれど。

○加藤こども園運営課長補佐　議長。

○議長（上北会長）　担当課。

○加藤こども園運営課長補佐　これは保護者説明会の時にも、いろんな地区でも出た質問なのです。保育所の方は、そういう一時預かりを公立については、4か所と限定をしてやっています。というのが、そういう一時預かり的なものを民間の法人の方がかなりやられているという市場的な面もあるのです。保護者的な、そういうのをここで明文化するのはよくないので、書いてはないのですが、そういった民業圧迫というような面もありますので、保護者の負担も当然あります。先ほど説明しましたように、そういった面も考えて御希望があるのは重々承知しているのですが、そういった面も考えて、公立の方では幼稚園ではやってなくて、保育所も4か所ということで限定してやっている状態です。

○森岡委員　わかりました。

○議長（上北会長）　他に。

他に無いようですので、次に項目番号3番の「防災対策と防災行政無線の整備拡充について」、御質問・御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○上村委員　議長。

○議長（上北会長）　上村委員。

○上村委員　上村です。よろしく申し上げます。

防災行政無線がデジタル化により、受信機は防災ラジオタイプになるとここに書かれているのですが、庵治町は一人暮らしの高齢の方とか、二人暮らしの高齢の方が多い地域でありまして、そういう受信機が先ほど有料になるとお聞きしたのであるけれども、大体おいくらぐらいの金額になるのかということと、そういう高齢者の方々への負担みたいなのを市の方でしていただけるかどうか、そういうことをちょっとお聞きしたいのですけど。

○議長（上北会長） 担当課。

○河西危機管理課長 危機管理課でございます。

先ほど御説明させていただいた中で、機種選定は来年度にということの、予定を御説明させていただきましたけれども、今日本の国内で使われています受信機としましては、俗にいう大手メーカーさんの戸別受信機が、大体3万円から5万円します。今計画しています防災ラジオタイプになると、かなりそれよりは、低額になります。いくらぐらいというのが、これから入札なりをして決定していくようになりますので、はっきり値段については、ちょっとお答えしにくいのですけど、今言う戸別受信機の3万円に比べればですね、かなり安いものにということを考えています。負担の軽減なのですけども、それにつきましては、現段階では。この御質問にある庵治町地域内の放送設備が必要なんやというのが、ひとつ御質問の中にあるのですけども、そういうコミュニティ放送体系というのは、この防災ラジオタイプの新規とは、ちょっと切り口としては、横に置いています。これを設置しようとしていますのは、正に災害放送、その緊急放送を宅内でも聞けることが、特に庵治町地域、山間部も多いですので、必要だろうということで、考えております。その受信機から緊急放送が何が聞けるかということ、テレビとかラジオとか携帯メールとかというものから聞こえてくる情報と同じものが聞こえる。それ以上のものは聞こえない。となると、新たにラジオを買いたいという方と、それはもうテレビで見ます、必要ないですという、基本的には分かれてくるかなと、新たに機種を投資してまで、受信機を買って得る情報がそのテレビやラジオやいろんなツールから得られる情報と同じものであるのなら、必要ないですよという方もいらっしゃるのです、その人数も見ながらですね、今後、負担については、検討したいと、今のところ希望者の方に買っていただくというスタンスでおります。

もうひとつ、ちょっと突っ込んだ話なのですけど、合併する前の旧高松市ですね、この設備はありません。この放送体系というのは、庵治町なら庵治町に設置するもので、例えば、旧高松市ですね、例えば何々町に設置するような予定は、一切ありません。ですからそれも含めてですね、希望者の方に受信機、放送する機器の方は設置するのですけれども、その

受信機の方はですね、希望する方に購入していただくというのが、今現在の計画でございます。以上です。

○上村委員 議長。

○議長（上北会長） 上村委員。

○上村委員 上村です。

そしたら、全戸みんなが、全家庭にその受信機が配置されるということじゃないのですよね。希望者だけということになるのですよね。そしたら、価格的にも絶対に安くなりそうな感じは、ちょっと個人的な考えなのですが、庵治町の場合は、やはり高齢者というのは年金暮らしの方が多いので、やはり金額が高くなったら家に置きたくても置けない御家庭も出て来るかと思うのです。ですからそういう点もちょっと加味して、お考えいただけたらありがたいと思います。以上です。

○河西危機管理課長 議長。

○議長（上北会長） 担当課。

○河西危機管理課長 負担割合の方は置いておきますけど、ちょっと今日お答えしにくいので。庵治町で今御質問が出ているお話しは、実は他の合併地区でも出ておまして、今メーカーさんといろいろ交渉する中では、当然庵治町の中で放送するということですから、牟礼町とは周波数を変えるという、その受信機のタイプはAとA'という別ものにするわけですけど、他の合併町さんからも一定程度のお話しがあるので、全部総まとめして精算したロットで、いくらなるんやというような交渉を進めております。ですから庵治町さんだけで、ロットいくらという交渉に持ち込むと大変なので、それはもう全部一括してということを進めております。以上です。

○上村委員 議長。

○議長（上北会長） 上村委員。

○上村委員 ありがとうございました。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

○増田委員 議長。

○増田委員 増田です。

災害の場合の備蓄物資に関してなのですけども、陸路と空路運送ができるからということで、庵治のコミュニティセンターとかそういうところには備蓄品が無いということなのですけども、やはり緊急の災害と考えたら、毛布とか食事とか懐中電灯とかそういうものがすぐ

に来るとは思えないのです。特にやはり庵治というのは、市内から大分離れていますので、もしできたら避難の建物として指定されている小学校なりコミュニティセンターなりに、ある程度の毛布とか懐中電灯とかそういう備蓄物を用意するということは、考えられないでしょうか。できたら要望したいのですけど。

○河西危機管理課長 議長。

○議長（上北会長） 担当課。

○河西危機管理課長 備蓄関係につきましてはですね、市の中で、所管している部の方で、今現在3. 1 1の東日本の大震災以降、市の備蓄体制の検証を今進めております。

その中で、海沿いの地域、あるいは山間部の地域が今の体制でいいのかどうか、物資の種類とか量が適正かどうか、現在検証を進めているところがございますので、そちらの方で、庵治地区についてもですね、検討していただきたいと思っています。

○議長（上北会長） 他に。

他に無いようですので、次に項目番号4番の「小規模ため池の管理および防災対策について」、御質問・御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○高砂清一委員 議長。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂清一委員 高砂です。

先ほどこのことについて、説明をいただきました。その中でここに対応方針がございますように、受益地が無くなって管理放棄された貯水量1, 0 0 0トン未満の小規模ため池については、県の緊急防災対策事業ですか、これを活用して防災対策を進めていけるという道がある訳ですが、先ほどの説明の中でも出たのですが、この対策事業を進めていくうえで、採択条件がございますわね、ここにも書かれておりますように、条件の一つとして、池敷の所有が市または自治会となっていることということなのです。池敷の所有が市または自治会であれば、こういう事業を活用して、その対策を進めていける訳なのですが、悲しいかな受益地が無くなって、管理放棄されているため池は、大部分が個人の方の池敷の所有と思うのですね。その部分については、こういう事業には、適用にならない訳ですかね。

○中山土地改良課長 議長。

○議長（上北会長） 土地改良課。

○中山土地改良課長 土地改良課です。

現在のところはですね、その実施要綱の中に今委員さんがおっしゃられた所有が公的団体、この公的団体というのが、市および自治会とするというような運用がありますので、この点につきまして、できれば庵治であれば庵治の土地改良区が今後持つとか、そういうような形になればと思ひまして、今後県の方にその要綱についても見直しを要望していきたいと考えております。

○議長（上北会長） 他に。

○高砂清一委員 議長。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂清一委員 高砂です。

ここにですね、県の緊急防災対策事業の実施要綱がございます。採択条件が6項目ほどある訳ですね。その中で、一つに池敷の所有者が公的団体であることということが謳われております。この事業で進めていくとしても、補助率が50パーセント以内であるというふうになっておる訳で、仮に市とか公的団体の所有であればそういう対策も執っていける訳ですけど、受益地が無くなって、管理放棄されて防災上も安全上も、また環境の面からも何らかの対策をしていかないかんとというのが、むしろ先ほど言いましたような個人の方の所有のため池なので、とすれば例えば補助条件が50パーセントは自分で負担しなさいよということになる訳ですね、少なくともそういったため池を今後とも防災上も安全上も何らかの対策を打っていくのであれば、少なくともそういった事業にかかる経費については、やはり公的な市なりが負担をして、後の管理は個人の方々でもお願いしますよということでも検討していただかないと、恐らくやこれ手付かずのまま、そのままいってしまうのでないかというふうにもものすごく懸念されるのです。そのあたりはどうですか。

○議長（上北会長） 担当課。

○中山土地改良課長 補助率につきましては、県の方が50パーセントと、あと残りの50パーセントにつきましては、市の方が補助いたしますので、100パーセントにはなるのですが、堤体を一部切り崩すとかですね、余水吐の今の高さを下げて貯水機能を無くするとか、そういうのにつきましては、小規模なため池につきましては、この上限にあります50万とかですね、そのような金額で、およそ工事自体はできるかなと思っておりますので、地元の方の負担というのは、基本的には無い事業であります。

○高砂清一委員 はい。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂清一委員 その小規模ため池については、県のため池条例何かで非常に綱が掛かっているというふうに聞いておるのですけども、ここにちょうど3年前、平成20年の新聞報道にですね、ため池を7か所廃止したというような報道がございます。今回の対応方針の中にも県の方とも柔軟に対応してもらうように、交渉をしていくというようなことがありましたので、この新聞報道の中にもありますように、7か所のため池を廃止する上で、事業費は県と市とで半分ずつ負担して、先ほどおっしゃったように進めていたというような記事がございます。個人所有のため池については、先代また先々代からの方がそのため池の管理者であって、果たして現在どの方がその管理者になっているかというのが、不明な部分も結構あると思うのですけれど、そういったため池についての管理台帳なのですかね、そういうものの整備は今後していく予定なのですか。

○議長（上北会長） 担当課。

○中山土地改良課長 ため池台帳につきましては、今高松市内で約2,700か所ありますけども、その整備が一部遅れてはおりますので、それも県共々きちんとした整備に今後していく予定でございます。

○高砂清一委員 はい。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂清一委員 市全域で2,700ぐらいですかため池が、庵治町でも私が記憶にあるのは、確か270か80であったかと思うのですが。そういった中で、先ほど申しましたような池敷が、個人所有の池が大部分あるかと思うので、県との調整の中で、是非その池敷の所有が公的団体でなくても、個人の所有である池についても、是非この事業を適用されるような方策を、それこそ柔軟に運用していただくように、調整をしていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（上北会長） 担当課。

○中山土地改良課長 今高砂委員の方から御要望のありましたことも含めて、今後県の方に要望してまいりたいと思っております。

○高砂清一委員 わかりました。

○議長（上北会長） 他に。

特にございませんか。特に無いようですので、（2）協議事項ア「建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について」は、これで終わります。

○議長（上北会長） 以上で、会議次第3議事（1）報告事項および（2）協議事項は、終了いたします。

#### 会議次第4 その他

○議長（上北会長） 次に、会議次第4の「その他」ですが、委員の方で、地域審議会として、何か諮りたいことがございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

○議長（上北会長） 上村委員。

○上村委員 上村です。よろしくをお願いいたします。

公園緑地課の方にお礼を申しあげたいのですが、よろしいでしょうか。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（上北会長） はい、担当課。

○佐々木地域政策課長 今日、ちょっと公園緑地課は出席しておりませんので。

○上村委員 では、代わりにすみませんが、お伝え願ったと思います。

10月にこの町内のお巡りさんとか、学校関係者、それと父兄の方、地域審議会の打越委員も一緒だったのですけれども、町内の子ども安心・安全パトロールの巡回に参ってまいりました。その時に城岬公園のあの小屋が、もう撤去されておりましたので、そのお礼を申しあげたくて、一言、今日ありがとうございましたということを書いたかったので。本当にきれいになっていましたので、本当にありがとうございました。

それと、ちょっとひとつお願いがあるのですが、その時に公園の中に、船を置いてあるのですが、その上に上がったりとかして、子どもたちが、遊んだりしているのですが、その船の手摺りが、もうぐらぐらしているお話しを、その時に聞いたのです。ですから、やはりそれはすごく危険なことなので、ちょっと見ていただいて、直していただけたらと思いますので。そのこともついでにお伝え願えたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（上北会長） 黒川支所長。

○黒川支所長 その件につきましてですね、先日、見回り隊の方から要望がございまして、市の公園緑地課の方に連絡いたしまして、今、多分見積もりを取って、対応をしているというふうに聞いておりますので、それだけ御報告いたしておきます。

○議長（上北会長） 他に。

○嶋野委員 議長。

○議長（上北会長） 嶋野委員。

○嶋野委員 嶋野です。

今日、河港課の方がお見えになってないですが、所管が河港課にあたると思います。

それで、9月の2日にですね、12号台風の襲来時に高潮と大雨が重なりまして、一部床下浸水等が発生しております。この原因となりますのが、高潮対策で、胸壁工事や排水溝へのフラップゲートが整備されまして、海からの浸水は防がれた訳でございますが、降雨や未整備の排水路を逆流した海水等によりまして、背後地に水が溜まり、あわや甚大な被害が予測される事態になりましたが、地元の消防団が、迅速なる対応をしていただきまして、排水活動等をしていただいたわけで、何とか一部の床下浸水で止まりました。しかしながら、この現象は、今後も繰り返されることは、想像されると思われまます。今回の原因をよく精査されまして、有効な対策を講じられることを要望しておきたいと思ひます。具体的には、排水ポンプの整備以外には無いのではないかとと思われまます。排水ポンプの設置箇所や能力については、早急に検討のうえ、一日も早い整備を望むものであります。なお、市の方で何らかのその後地元の声として、検討されておるのであれば、今わかる範囲で結構ですので、答弁願ひたいと思ひます。

○黒川支所長 議長。

○議長（上北会長） 黒川支所長。

○黒川支所長 先ほどの嶋野委員の御質問ですが、私もその台風の時に、現場に居まして台風後、支所と消防局の方から河港課、水防本部の方に今後の対応について、要望いたしております。その中の答えとして、水防本部が設置されましたら、当然、警報が出て、水防本部設置ということになるかと思ひますので、設置された後、水中ポンプをこの間の台風の現場に設置するということで、回答はいただいております。その後、一度台風がございましたけれども、水中ポンプの設置は、一度したというふうに記憶はしておりますので、まあ今後水中ポンプの設置はされていくというふうに思っております。以上です。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（上北会長） 地域政策課。

○佐々木地域政策課長 先ほど、事務局の支所長の方から一定の説明をしましたがけれども、担当課であります河港課が、今日来られておりませんので、そういったところの明快な答弁が今のところ出来かねますので、詳しくまた文書で持って、御回答を差し上げたいというふうに思っておりますので、御了承いただけたらと思ひます。

○高砂清一委員 議長。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂清一委員 高砂です。

私の方から一点お聞きしたいのですが、担当課が農林水産課になるかと思うのですが、おいでいただいてないので、おわかりになれば、お答えいただきたいのですが、というのが、昨年の12月頃からというふうに聞いておるのですが、県の方で農業振興地域の整備計画の基本方針の変更ということで、見直しをすすめておるということで聞いております。

それを受けて、市の方でも農業振興地域の整備計画を見直しつつあるというような状況だと聞いております。その原案ができた時点で、県の方との調整に入るので、現在、年に3回、4月、8月、12月であったかと思うのですが、整備計画の変更申し出の申請を受け付けておりますが、それが何か1年間ほど休止になると、受け付けられないというようなことになるというふうに聞いておるのですが、このことについて、おわかりになる方がおいでたら、お答えいただきたいのと、これは、市民の皆さまにも何らかの形で十分に周知をすべきでないかと思うのですが、そのことについて、おわかりであればお願いしたいのですが。

○黒川支所長 議長。

○議長（上北会長） 黒川支所長。

○黒川支所長 先ほどの高砂委員のいわゆる農振の見直しの計画でございますが、この件についてはですね、市のホームページに掲載されておまして、今、委員の方から言われました内容が書かれておるということでございますが、定例の変更の期日、今言われました4月、8月、12月、年3回ということで、受け付けの休止期間がですね、24年の6月から全見直しの手続き完了までということで、24年の4月は、受け付けをやるということでございます。最後は県の方の協議が決まり次第、解除していくというふうになるかと思っております。

私も市のホームページだけでは、ちょっと市民の皆さまがわからないのではないかとということで、農水の方へ質問いたしましたら、12月の市の広報と農振の解除に関する関係の団体の方には、文書で周知をしているということは聞いております。とにかくホームページには書いておりますけども、以上でございます。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂清一委員 高砂です。

私が聞いておりますのは、恐らく1年余りの間、その計画の申し出ができないというような状況になるというふうに聞いているのですが、その農振に入っている部分の農地について

はですね、土地の利用上の上から制約を受ける方も出て来るのでないかというふうに思いますので、このことについては、十分に皆さんに御理解をいただく必要があるのではないかというふうに思いますので、改めてお願いをしておきます。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（上北会長） はい。

○佐々木地域政策課長 この件につきましても、支所長の方から簡単に説明はさしていただきましたけれども、やはり詳しい中身は、担当課の農林水産課の方に伝えまして、また然るべき内容の文書で御回答さしていただくというふうに思っておりますので、御了承いただけたらと思います。

○村井高廣委員 議長。

○議長（上北会長） 村井委員。

○村井高廣委員 村井でございます。

今日、公園緑地課の人は来られてないようですので、お伝えとお願いをしたいと思っております。前の協議会あたりで、パイロット跡地の仮称竜王山公園のことですけれど、一応、24年度に事業に入るということで聞いております。そういうことで、この対応調書には入っていないのだろうと思いますけれど、竜王山公園につきまして、この審議会とは別に地元の自治会あたりとこの審議会のメンバーとの準備会が一回は開かれたのです。その後が開かれてないので、事業が止まっているということはないだろうと思うのですが、この前も私、市へ行ったときも課長とお会いして、どうなっているのですかということ、一応言うているのですが、今日来ておれば聞きたかったのですが、その辺をお伝えしていただければと思っております。以上です。

○議長（上北会長） 他に。

○打越委員 議長。

○議長（上北会長） 打越委員。

○打越委員 先ほど村井委員さんが言われた公園緑地課の方が来られてないのですが、お伝えしていただきたいのですが。

実は、王の下の上の御殿の遊歩道、ここでボランティア活動をしているわけなのですが、ゴミ箱が12個あります。一つセットで三つありましてですね、それが4か所あります。それで最近見受けられるのが、散策される方、風光明媚な瀬戸内海を見るということで、非常にロケーションの良い場所なのですが、また、お年寄りの方も散策される中で、その人た

ちが飲むジュースとかお茶とかいうのは限られています。しかしながら、そこに沢山、山のように盛られたり、ゴミ箱の後ろに不法に投棄されていると、前回は軽トラ一杯捨てておりましたので、それを持ち帰って、警察、また関係機関の方に寄っていただいて、その内容等を見たのですが、捨てた方のお名前もわからなかったもので、それで、もし将来的に、あれ庵治町時代に相当お金を掛けて作ったゴミ箱なので、容易に捨てるということもちょっと心が痛むのですが、ただそれが要因で地域以外の方から不法に投棄するようなことが、再三あれば、やはりそれを撤去することも視野に入れて考えていただけたら、景観を損なわずにすむのではないだろうかというふうにも思います。特に、庵治温泉から入る進入口から近い所にゴミ箱があります。そこに往々にして沢山放られております。以上です。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

○佐々木地域政策課長 それでは、先ほどの村井委員さんとゴミ箱の件なのですが、公園緑地課の方に、まず伝えさせていただこうというふうに思っております。それとゴミ箱の件については、これは環境部の問題になりますので、それも含めて一度持ち帰らせていただいて、また然るべき回答をさせていただこうというふうに思っております。以上でよろしいでしょうか。はい。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

特に無いようですので、事務局は何かございますか。

○事務局（村井支所長補佐） 事務局からは、特にございません。

○議長（上北会長） 他に無いようでございますので、会議次第4「その他」は、これで終了いたします。

以上で、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。

市当局の皆様方には、長時間にわたり誠にありがとうございました。

当局におかれましては、今後とも政策の決定、また、施策の実施に当たっては、常に住民の視点でとらえていただき、庵治地区の活性化はもとより、高松市の均衡ある地域の発展を図る中で、高松市すべての市民が合併してよかったと思えるまちづくりに御尽力いただきたいと存じます。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして、御協議を賜り、また、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

最後に、私事でございますけれども、この3期審議会会長として務めさせていただきまして、また、市関係者と事務局の方にもいろいろお世話になりましたことを、本席をお借りし

まして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

### 会議次第5 閉会

○事務局（村井支所長補佐） これをもちまして、「平成23年度第2回高松市庵治地区地域審議会」を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。今後とも、よろしく願いいたします。

午後3時26分閉会

---

会議録署名委員

委員 村井 雅子

委員 森岡美佐子